

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第6条 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号を除く。)に規定する者(任期を終えて退職した者又は退職日俸給月額若しくは特定減額前俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の指定職俸給表6号俸の額に相当する額以上である者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年(第5条第1項第6号に規定する者にあつては、25年)以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15</u>年(第5条第1項第6号に規定する者にあつては、<u>10</u>年)を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>(懲戒解雇等の処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が本学に対する社会一般の信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこと(以下「支給制限」という。)ができる。</p> <p>(1) (略) (2) 就業規則第21条第1項第<u>2号</u>の規定による解雇をされた者 2~4 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>本則</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第6条 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号を除く。)に規定する者(任期を終えて退職した者又は退職日俸給月額若しくは特定減額前俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の指定職俸給表6号俸の額に相当する額以上である者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年(第5条第1項第6号に規定する者にあつては、25年)以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>20</u>年(第5条第1項第6号に規定する者にあつては、<u>15</u>年)を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>(懲戒解雇等の処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が本学に対する社会一般の信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこと(以下「支給制限」という。)ができる。</p> <p>(1) (略) (2) 就業規則第21条第1項の規定による解雇をされた者 2~4 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>事務職員及び技術職員の定年年齢を65歳としたことに伴い、特例措置の対象を定年から20年以内とする改正</p> <p>「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項を見直すための職員就業規則の改正に伴う改正(改正漏れ)</p>

<p>第1条～第5条 (略) (新設)</p>	<p>第1条～第5条 (略) <u>第6条 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第6条」とする。</u></p>	<p>当分の間、60歳以後定年前に退職した職員の退職事由を「定年退職」として算定する改正</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第7条 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第7条」とする。</u></p>	<p>当分の間、60歳以後定年前に退職した職員の退職事由を「定年退職」として算定する改正</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第8条 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第7号に掲げる者に対する第6条の規定の適用については、同条中「6月」とあるのは「0月」と、「100分の3（退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1とし、退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合には、100分の2）」とあるのは「100分の3（退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1とし、退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合には、100分の2）」とし、「100分の3（特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあっては、100分</u></p>	<p>当分の間、改正前の定年から15年以内（勸奨退職の場合は10年）の年齢から改正前の定年に達する日前までの職員を特例措置の対象とする改正</p> <p>当分の間、改正前の定年に達する日前までの残年数が1年の者も特例措置の割増率を3%とする改正</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>の2)」とあるのは「100分の3（特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合にあつては、100分の2）」とし、「100分の3（特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3（特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合にあつては、100分の2）」とする。</u></p> <p><u>第9条 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号を除く。)に規定する者に対する第6条の規定の適用については、同条中「定年から20年(第5条第1項第6号に規定する者にあつては、15年)」とあるのは「定年から15年(第5条第1項第6号に規定する者にあつては、10年)」とするほか、「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、事務職員及び技術職員については「60歳」とする。</u></p>	
-------------	--	--

附 則 (令和5年4月1日経規程第10号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。